省エネ設備の申請時に必要な書類(第6条関係)

※○:必須書類、△:該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		高効率空調機器	高機能換気設備	高効率照明機器	ションシステム
1	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導 入等補助金交付申請書	様式第1号	0	0	0	0
2	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導 入等事業計画書	様式第2号	0	0	0	0
3	誓約書(省エネ設備用) ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第3-2号	0	0	0	0
4	申請者が法人の場合は、「法人登記履歴事項全部 証明書」の写し 申請者が個人事業主の場合は、「開業届出書」又 は「直近年度の確定申告書」の写し ※法人登記履歴事項全部証明書は、発行から3か月 以内のものであること ※開業届出書及び直近年度の確定申告書は、税務署 で受付されていることがわかるものに限る(受付 印が押印されているもの又は申告内容確認票が添 えられているもの等) ※直近年度の確定申告書は、表紙(第一表)のみで 可とする		0	0	0	0
5	市税等の納付に係る「完納証明書」の写し ※様式第1号において、「市税等の納付状況に係る 情報を確認すること」に同意しないときに必要		Δ	Δ	\triangle	\triangle
6	委任状 ※申請手続きを他者に委任する場合に必要 ※申請者の自署又は記名押印が必要	様式第4号	Δ	Δ	Δ	Δ
7	補助対象事業の実施に係る承諾書 ※補助対象設備を設置・使用する建物の所有者が、 申請者と同一でないときに必要 ※所有者(同意者)の自署もしくは記名押印が必要 ※所有者が複数の場合、それぞれの同意書が必要	様式第5号	Δ	Δ	Δ	\triangleright
8	補助対象設備を建物に設置する場合は、設置する 建物の「登記事項証明書」又は「納税通知書及び 課税明細書」の写し ※登記事項証明書は、発行から3か月以内のもの ※登記事項証明書の代替として登記情報提供サービ スを利用する場合は、発行から1か月以内の照会 番号が付与されたもの ※納税通知書及び課税明細書は、直近年度のものに 限る		0	0	0	0

9	見積書及び見積書内訳書の写し ※補助対象事業に係る見積りの内訳が明記されており、補助対象経費が把握できるものに限る。明記されていない場合は、内訳書類又はこれに代わるものを併せて提出すること。 ※補助対象経費(別表2に掲げる経費)以外の経費は、補助対象経費に含めることができない(補助対象外経費の例:「長期保証料」、「申請手数料」、「既存設備撤去工事」、「既存設備廃棄処分費用」、「フロンガス回収費用」など) ※補助対象経費以外の経費が含まれるかどうか判別のつかない経費は、補助対象経費に含めることができない(補助対象経費の例:「諸経費」、「雑費」など)		0	0	0	0
1 0	省エネ設備効果等算定シート ※複数台を導入する場合、それぞれの導入する補助 対象設備ごとに、対応する旧使用機器(使用をや める機器)と比較すること ※独自の様式により、同等の内容(根拠を示し、省 エネ設備効果を算定したもの)については、個別 に審査し、代替書類として認める場合がある ※経年劣化による消費電力等の増加ついては、客観 的に明らかな科学的根拠が提示できなければ、認 めることができない	様式第7号	0	0	_	_
1 1	導入する補助対象設備の仕様がわかるもの(カタログ・仕様書等) ※様式第2号に記載した内容が把握でき、要件を満たす機器であることが確認できるもの ※高効率空調機器、高機能換気設備、高効率給湯機器については、省エネ設備効果等算定シートに記載した内容が把握できるもの ※高効率空調機器については、室外機・室内機がわかれている場合、全ての室外機・室内機について仕様がわかるものを提出すること ※高効率照明機器のうち、センサ等と照明設備がわかれている場合、全てのセンサ等及び照明設備について仕様がわかるものを提出すること		0	0	0	0
1 2	旧使用機器(使用をやめる機器)の仕様がわかる もの(カタログ・仕様書等) ※省エネ設備効果等算定シートに記載した内容が把 握できるもの		0	_	_	_
1 3	導入する補助対象設備の機器配置予定図 ※間取り図等に書き込みをしたものなど、実績報告 の際に写真と突合して位置関係がわかる書類 ※高効率空調機器については、室内機・室外機それ ぞれ(全て)記載すること ※高効率照明機器のうち、センサ等と照明設備がわ かれている場合、接続関係を明示すること		0	0	0	0
1 4	旧使用機器(使用をやめる機器)の設置状況がわかるカラー写真 ※高効率空調機器については、室内機・室外機それぞれ(全て)		0	0	0	_

1 5	旧使用機器(使用をやめる機器)に貼付された銘板を記録したカラー写真 ※銘板が読み取れない場合は、型式等の情報がわかるもの(購入時の納品書や保証書など)の追加添付が必須 ※高効率空調機器については、室内機・室外機それぞれ(全て)		0	_	_	_
16	PPAモデルの場合は、PPAモデルの契約書 (案)及び料金計算書等 リースの場合は、リース契約書(案)及びリース計 算書等 ※PPAモデル又はリースの場合に必要 ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること ※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するため に必要な措置等を証明できること		Δ	Δ	Δ	Δ
1 7	支払相手方登録依頼書 ※原本必須 ※電子申請時にデータを添付した場合でも、別途郵 送が必要	市所定様式	0	0	0	0
18	その他市長が必要と認める書類 ※審査の結果、追加で書類提出が必要となる場合が ある		Δ	Δ	Δ	Δ